

さざんか海の町協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、さざんか海の町協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を南港中3丁目6番33号に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、海の町地域（南港中3丁目・7丁目）とする。

(目的)

第3条 本会は、海の町地域を拠点に活動を行いながら、住之江区の内外を問わず広く様々な団体と連携を図り、住んで良かった住之江区と思える町づくりを目指すすべての人々に対して、安心・安全に暮らせる人にやさしい町づくりと元気で明るい活気あふれた地域コミュニティの実現に寄与すると共に地域の魅力向上を図ることを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

(活動)

第5条 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること。
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること。
- (7) 環境浄化と美化に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第6条 なお次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

第2章 役員

(役員及び監事)

第 7 条 本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1)会長 1人
- (2)副会長 若干名
- (3)会計 1人
- (4)事務局長 1人
- (5)部会代表者（各部会 1名）
- (6)監事 2人

(役員等の選任)

第 8 条

- (1)役員等は、運営委員会において選任する。
- (2)監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第 9 条

- (1)会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3)会計は、協議会の会計を担当する。
- (4)事務局長は、協議会の事務局機能を担当する。
- (5)部会代表者は、それぞれの部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (6)監事は、業務執行の状況を監査すると共に会計の業務執行及び財産の状況を監査する。

(役員等の任期)

第 10 条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、会長は定年制を設け、満75歳を持って再任はない。
補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第 11 条 運営委員会は、第2章に定める役員等、別表に定める各種団体からの若干名と第5章に定める部会から各若干名（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。

(運営委員会の議決事項)

第 12 条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1)予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2)役員等の選任に関する事項
- (3)海の町地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4)規約に関する事項
- (5)部会の設置に関する事項
- (6)その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第 13 条 運営委員会は、会長が招集する。運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めたとき。
- (2)運営委員の 2 分の 1 以上から請求があったとき。

(運営委員会の議長)

第 14 条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第 15 条 運営委員会は、運営委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第 16 条

- (1) 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。
- (2) 監事は、会議に出席し意見を述べることはできるが、議決には加わらない。

(運営委員会の委任等)

第 17 条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、委任状をもって他の運営委員を代理人として委任することができる。

この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第 18 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1)日時及び場所
- (2)運営委員の現在数及び出席者数（委任状提出者数を含む。）
- (3)開催目的、審議事項及び議決事項
- (4)議事の経過の概要及びその結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項
 - ・議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印するも

のとする。

(会議録の作成及び公開)

第 19 条 活動区域の住民（以下、「地域住民」という。）及び、地域の関係者から、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第 4 章 役員会

(構成)

第 20 条 本会に役員会を置く。

(権能)

第 21 条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)運営委員会に付議すべき事項
- (2)部会及び運営委員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 22 条 役員会は、次の場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めたとき
- (2)役員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面、若しくは電子メールにより招集の請求があったとき
- (3)監事からの招集の請求があったとき

(議長)

第 23 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 24 条 役員会の議事は、出席した役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。また監事は出席して意見を述べることはできるが議決には加わらない。

(委任による表決)

第 25 条 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、出席している役員を代理人として表決を委任することができる。
ただし会長が必要とみなせば、代理人を出すことができる。

(役員会の議事録)

第 26 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び開催場所
- (2) 出席者名、役員在籍数及び出席者数（表決委任者を含む。）

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- ・議事録は、会長及びその会議において選任された議事録署名人の2名以上が署名するものとする。

(議事録の作成及び公開)

- 第27条 地域住民、及びその他利害関係人が、役員会の議事録の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。設置場所は第1条本会を置く事務所とする。
- ・役員会の議事要旨は、ホームページ及び掲示板等において公開するものとする。

第5章 部会

(部会の設置)

- 第28条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置、再編することができる。

(部会の組織)

- 第29条 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

(1)地域振興 部会

協議会運営に伴う総括的な事業及び地域コミュニティに関する事業

(2)地域福祉ネットワーク 部会

地域の福祉、ネットワーク委員会に関する事業

(3)町づくり環境 部会

広報活動、地域環境整備、公園活用、など町づくりに関する事業

(4)防災・防犯 部会

地域の安心、安全に関する事業(防災訓練・夜警等)

(5)子ども青少年育成 部会

青少年 子どもの健全育成や非行防止に関する事業

(6)民生 部会

民生児童・子育て、更生保護に関する事業

(7)高齢者 部会

老人クラブに関する事業

(8)女性部 部会

女性部に関する事業

(9)文化スポーツ部会

体育施設開放、生涯学習ルームに関する事業

(部会長及び副部会長)

第 30 条 各部会に、部会長 1 名、副部会長若干名、部会会計を置く。

- (1) 部会長は、部会構成員の中から互選する。
- (2) 副部会長及び部会会計は、部会長が指名する。

(部会の会議)

第 31 条 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき、又は

部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

部会間で必要な時は合同会議を開く。

第 6 章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第 32 条

- (1) 協議会の事業計画及び予算は、部会長からの報告をもとに会長がその最終案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (2) 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 33 条

- (1) 協議会の事業報告及び決算は、部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
- (3) 監事による監査結果について、地域住民及び、地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(経費の支弁)

第 34 条 本会の経費は、補助金、寄付金等をもって支弁する。

(会計帳簿の整備及び公開)

第 35 条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

- (1) 地域住民及び、地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第 36 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 顧問・理事

第37条 本会に顧問・理事を置くことができる

- (1) 顧問及び理事は、運営委員会において会長が委嘱する。
- (2) 顧問及び理事は、本会の目的達成のため、必要な助言を行うことができる。
- (3) 顧問及び理事は、必要と認められた時は役員会に出席し意見を述べることができる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第38条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第9章 雜則

(委任)

第39条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

第1条 この規約は、平成25年3月16日から施行する。

第2条 この規約は、平成26年4月5日に改正し、施行する。

第3条 この規約は、平成28年4月23日に改正し、施行する。

第4条 この規約は、平成31年4月15日に改正し、施行する。

[別 表]

さざんか海の町協議会 構成団体

	団体名
1	連合振興町会
2	地区社会福祉協議会
3	福祉社会館運営委員会
4	青少年指導委員会
5	青少年福祉委員会
6	民生委員児童委員協議会
7	老人クラブ
8	女性部
9	保護司会
10	咲州みなみ小中一貫校
11	しらなみ健成会 社会福祉法人
12	学校関係P T A
13	さきしま地域包括支援センター
14	水都国際中学校高等学校